

2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 長瀬産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 上島 宏之
(コード：8012、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 人事総務本部長 和久田 利夫
(TEL. 03-3665-3039)

株式報酬制度に係る自己株式の処分価額等の決定に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 6 日（以下「処分決議日」といいます。）開催の取締役会決議において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を決議しているところ、本日、当社取締役会は、処分価額等を改めて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本自己株式処分の詳細は、2025 年 11 月 6 日付「株式報酬制度に係る自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 決定された処分価額等の概要

(1) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 464,200 株
(2) 処 分 価 額	1 株につき 3,608 円
(3) 処 分 総 額	1,674,833,600 円

2. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、2025 年 11 月 6 日付「株式報酬制度に係る自己株式の処分に関するお知らせ」の「1. 処分の概要（注1）本自己株式処分の処分価額の決定方法（価格決定期間を設けた趣旨）」に記載していた予定のとおり、2025 年 11 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 3,434 円と、2025 年 11 月 11 日から同月 14 日までの各日の直前取引日の終値のうち、最も高い金額である 3,608 円に決定いたしました。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また処分価額を直近の市場価格とその推移を踏まえて決定する方法であるため、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、2025 年 11 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値および 2025 年 11 月 11 日から同月 14 日までの各日の直前取引日の終値のうち、最も高い金額である 3,608 円の、同取引所における当社の普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1 ヶ月 (2025年10月14日～2025年11月13日)	3,385円	6.59%
3 ヶ月 (2025年8月14日～2025年11月13日)	3,274円	10.20%
6 ヶ月 (2025年5月14日～2025年11月13日)	3,036円	18.84%

以 上